

いんざい 民生委員・児童委員

5月12日は民生委員・児童委員の日です。

民生委員・児童委員は地域社会の福祉増進を図るため、市内の各地区に配置されている地域で最も身近な相談・支援者です。

市には、現在125人の民生委員が民生委員法に基づき配置されており、児童福祉法で児童委員を兼ねています。

また、民生委員・児童委員のうち主任児童委員に指名された14人の委員は、児童福祉を専門に活動しています。

◆民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員活動の基

本には7つの働きがあります。

①社会調査のはたらき…生活の実態や福祉需要の把握に努めます。

②相談のはたらき…生活上のさまざまな相談に応じます。

③情報提供のはたらき…介護や福祉の制度・サービスの情報提

供をします。

④連絡通報のはたらき…関係機関との間に立って連絡役を果たします。

⑤調整のはたらき…必要なサービスが受けられるよう調整・支援します。

⑥生活支援のはたらき…快適な生活ができるよう生活支援活動をします。

⑦意見具申のはたらき…生活上の問題点や改善策について関係機関に意見を提起します。

日々の生活で困っていること、心配なこと、誰かに相談したいとき、あるいは、各種の福祉制度を利用したいと考えているときなど、地域の民生委員・児童委員におたずねください。

※各地区の民生委員・児童委員については左記へお問い合わせください。

☎ 社会福祉課厚生班（☎内線255・256）。

民生委員・児童委員に2人を委嘱

4月1日付けで、民生委員・児童委員に次の2人が委嘱されました（敬称略）。

●木下・小林地区：田村次郎（小林浅間担当）。

●ニュータウン中央北地区：大山多喜子（木刈2丁目の一部担当）。

民生委員・児童委員は地域社会の福祉増進を図るため、市内の各地区に配置されており、地域で最も身近な相談・支援者です。

お気軽におたずねください。

☎ 社会福祉課厚生班（☎内線255）。



▲田村次郎氏



▲大山多喜子氏

5月1日～7日は「憲法週間」です

裁判所では、5月3日の憲法記念日を中心とした5月1日から7日までを「憲法週間」と定めています。

これは、憲法の精神や国民生活における裁判所の役割を国民のみなさんに理解していただくことを目的とするものです。

さて、国民のみなさんに刑事裁判に参加していただく「裁判員制度」が始まってから今年で3年目を迎えます

が、裁判員裁判の報道などを通じて、裁判について考えていただくことが多くなったのではないのでしょうか。

裁判所は、国民のみなさんにとって裁判がより利用しやすく分かりやすいものとなるように、日ごろから幅広

い広報活動を行っています。裁判例情報、司法統計、見学・傍聴案内をはじめとする各種情報については、裁判所ウェブサイト（<http://www.courts.go.jp/>）で、裁判員制度の詳しい情報については、裁判員制度ウェブサイト（<http://www.sabain.courts.go.jp/>）で、それぞれ紹介していますので、ぜひ、アクセスしてみてください。

また、各地の裁判所では、例年この時期に、法廷など見学ツアーや各種説明会などの催しを積極的にを行っています。興味のある人は、最寄りの裁判所の総務課にお問い合わせいただくか、裁判所のウェブサイトをご確認ください。

各種行事への参加をきっかけとして、裁判所をより身近に感じ、裁判所や裁判について理解を深めていただければ幸いです。

【憲法週間記念行事を開催】

千葉地方裁判所および千葉家

庭裁判所では、憲法週間広報行事として、次の行事を実施します。

みなさん奮ってご参加ください。

◆「来て、見て、話そう千葉家裁」～離婚が子どもに与える影響～

時 5月25日（水）午後1時30分～

☎ 事前に左記へ。

◆千葉家庭裁判所総務課庶務係（☎043-222-0165・内線6120）。

◆裁判員裁判法廷見学ツアー（法廷内見学、説明会、質問コーナー）

時 5月27日（金）午前10時～（午

前の部）、午後1時30分～（午後の部）。

☎ 事前に左記へ。

☎ 千葉地方裁判所総務課警備係（☎043-222-0165・内線5114）。

※詳しくは、裁判所ウェブサイト（<http://www.courts.go.jp/chiba>）を閲覧ください。

さまざまな分野での活躍に表彰

印西市教育委員会

児童・生徒表彰

この表彰は、スポーツの大会および各種コンクールにおいて優秀な成績を収め、功績のあった児童および生徒を表彰するものです。

スポーツ大会において優秀な成績を収めた児童に対し、教育委員会から表彰をしました（敬称略）。

●川尻伎恵（平賀小5年）：第11回キッズクロスラム大会関東小学生陸上クラブ交流大会・女子5年ソフトボール投げ第1位

大野勇氏（松崎）が地方体育振興功労者を受章

大野勇氏が、去る3月16日の平成22年度千葉県体育功労者等顕彰式で、地方体育振興功労者として表彰されました。



▲大野勇氏

大野氏は、昭和42年印西町体育協会理事に就任し、現在は印西市体育協会会長および印旛郡市体育協会副会長として、また、公認国際審判員として、世界卓球選手権大会をはじめ、各種大会にも参画されるなど、長年にわたり生涯スポーツおよび卓球競技の振興発展に貢献されています。

地方体育振興功労者表彰は、地域においてスポーツの健全な普及発展に貢献し、顕著な功績を収めた人に贈られるものです。

☎ スポーツ振興課振興班（松山下公園総合体育館内・☎428417）。

みんなでつくろう 交通安全県ちば

春の全国交通安全運動

5/11（水）～5/20（金）

交通事故死ゼロを目指す日

5/20（金）

新学期がはじまり、新入学児童が街を歩き始めます。

子どもたちの交通安全を確保するのは、大人の責任です。一人ひとりが交通ルールの順守と正しい交通マナーを実践しましょう。

【運動の重点目標】

- ①子どもと高齢者の交通事故防止
- ②自転車の安全利用の推進
- ③すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ④飲酒運転の根絶

☎ 市民安全課市民安全班（☎内線712）。

シリーズ・心の道標④

外傷後ストレス障害(PTSD)とは(その2)

☎ 社会福祉課障害福祉班（☎内線268）

「外傷後ストレス障害（PTSD）」とは、地震などの大規模な災害や、事件や事故時、DV（ドメスティックバイオレンス）に遭った経験がトラウマ（心的外傷）となり、それが原因で、再体験症状（フラッシュバック）などつらい症状が現れる事をいいます。

ただし、体験から4週間以内に発症したものは「急性ストレス障害」と言われ、「心的外傷後ストレス障害（PTSD）」は、直接の危険が去ったにもかかわらず、再体験症状（フラッシュバック）や回避（それを思い出させるような場所や人、会話などを避けるようになる）、睡眠障害などの症状が1カ月以上繰り返され、強い苦痛を伴い、日常生活に支障がある場合に診断されます。

【ストレス対策としてこんな点に注意】

- ①食事や睡眠など日常生活リズムをなるべくくずさないようにしましょう。
 - ②お酒は避難中に摂取することはやめましょう。家族や周囲の人たちに影響を与え、家庭内・集団生活上トラブルが発生する可能性があります。
 - ③イライラが強まった時は、深呼吸してリラックスするようにしましょう。
 - ④人と人とのつながりを大事にしましょう。家族・ご近所同士で、声を掛け合しましょう。
 - ⑤信頼できる人に話を聞いてもらうことは、心を軽くするのに役立ちます。ただし、無理に話す必要はありません。
- ～災害時の「こころのケア」の手引（東京都福祉局）より抜粋～

市では、社会福祉課障害福祉班にて、保健師・精神保健福祉士が相談に応じます。